

令和8年度 日田市特別職報酬等審議会（第1回）

【 令和8年7月17日 】

(目 次)

○	日田市特別職報酬等審議会委員名簿	…	(1)
○	特別職の報酬等の額について（諮問）	…	(2)
○	日田市特別職報酬等審議会条例	…	(3)
○	日田市特別職の職員の給与等に関する条例	…	(4)
○	日田市特別職員退職手当支給条例	…	(5)
○	日田市特別職報酬改定状況	…	(別紙 1)
○	日田市特別職報酬額、日田市一般職給与等調及び消費者物価指数上昇率	…	(別紙 2)
○	県内 14 市 市長・副市長・教育長の給与の状況	…	(別紙 3)
○	九州類似団体 〃	…	(別紙 4)
○	県内 14 市 議長・副議長・議員の報酬等の状況	…	(別紙 5)
○	九州類似団体 〃	…	(別紙 6)
○	議員定数等調査特別委員会の調査報告	…	(別紙 7)

【参考資料】

- 県内 14 市 退職金の状況 … (別紙 8-1)
- 九州類似団体 退職金の状況 … (別紙 8-2)
- 市内企業景気動向調査結果について … (別紙 9)
- 日田市の市民税の税収の推移 … (別紙 10)
- 職員のモデル給与例 … (別紙 11)

特別職報酬等審議会委員

	選出団体	役 職 名	氏 名
1	学識経験	元日田市議会議長	嶋崎 健二
2	学識経験	弁 護 士	森 正憲
3	自 治 会	日田市自治会連合会 会長	井上 營吉
4	商工団体	日田商工会議所 会頭	瀬戸 亨一郎
5	福祉団体	社会福祉法人大喜福社会 特別養護老人ホーム喜楽苑 理事長	飯田 哲雄
6	農業団体	大分県農業協同組合 西部営農経済センター 統括部長	河津 建夫
7	林業団体	日田地区原木市場協同組合 代表理事	諫本 憲司
8	女性団体	日田市女性団体連絡協議会 会長	田邊 徳子
9	勤労団体	連合大分西部地域協議会 事務局長	増田 理史
10	市民団体	日田青年会議所 理事長	梶原 治

(順不同 敬称略)

日 総 第 1548 号
令和 8 年 7 月 17 日

日田市特別職報酬等審議会 会長 様

日田市長 棕 野 美 智 子



特別職の報酬等の額について（諮問）

議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額について、日田市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 報酬等の額の改定の必要性の有無
- 2 改定の必要がある場合、適当と認められる報酬等の額及び改定時期

○日田市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、日田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 市長は、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、議会の議員の政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該政務活動費の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、日田市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

○日田市特別職の職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料及び手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 市長等の給料は、別表のとおりとする。

(期末手当)

第3条 市長等には、給料のほかに、期末手当を支給する。

2 市長等の期末手当の額は、日田市一般職員の給与に関する条例（昭和31年条例第175号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、一般職給与条例第23条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の162.5」とする。

3 前項本文の場合において、一般職給与条例第23条に規定する期末手当基礎額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

(支給方法)

第4条 前2条に定める市長等の給料及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表（第2条関係）

職別	種別	給料
市長	月額	872,000円
副市長	月額	710,000円
教育長	月額	602,000円

○日田市特別職員退職手当支給条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「特別職」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、特別職が退職（任期満了を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 特別職の退職手当は、任期ごとに支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の42.7

(2) 副市長 100分の34.2

(3) 教育長 100分の19.3

2 前項の在職月数は、特別職に就任した日の属する月から退職した日の属する月までを計算する。この場合における月数は、暦によって計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(特別職以外の在職期間を有する者に係る退職手当の特例)

第4条 他の地方公共団体の職員が、退職手当の支給を受けずに引き続いて副市長となった場合は、他の地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間は、当該副市長としての引き続いた在職期間に含まれるものとする。

2 他の地方公共団体の職員から引き続いて副市長となった者が退職した場合に支給する退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 前条の規定により計算した額

(2) 副市長を退職した日における他の地方公共団体の職員を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の他の地方公共団体の職員と

しての引き続いた在職期間を基礎として、日田市職員の退職手当に関する条例（昭和36年条例第45号）の適用を受ける職員の例により計算した額

3 前項に規定する者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副市長となったときは、前条第2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなし、当該退職に係る退職手当は支給しない。

4 第2項に規定する者が退職し、引き続いて他の地方公共団体の職員となったときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、副市長を退職した日から30日以内に副市長としての在職期間に係る退職手当の支給を受ける旨を申し出たときは、当該退職手当を支給することができる。

（遺族の範囲及び順位）

第5条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及び遺族が退職手当を受ける順位については、日田市職員の退職手当に関する条例第2条の2の規定による。

（他の条例の準用）

第6条 この条例に定めるもののほか、退職手当の支給に関しては、日田市職員の退職手当に関する条例の規定を準用する。